

8文著作第10号

令和8年6月24日

厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課長
農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課長
経済産業省
商務・サービスグループ 文化創造産業課長
サービス政策課長 殿
ヘルスケア産業課長
流通政策課長
観光庁 観光産業課長
スポーツ庁 スポーツ政策課長

文化庁著作権課長

長谷浩之

著作権法の一部を改正する法律の公布に係る周知について（依頼）

この度、著作権法の一部を改正する法律（令和8年法律第48号）が第221回特別国会において成立し、令和8年6月24日に公布されました。

この法律は、アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進につなげるため、音楽CDや配信音源などの商業用レコードが、店舗等におけるBGMなど、公の場で利用された場合に、アーティスト等の実演家やレコード製作者が二次使用料を受け取ることができる権利である、いわゆる「レコード演奏・伝達権」を創設するなどの措置を講ずるものです。

ついては、別添の内容について、貴省庁より関係各所へ周知くださるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

【添付資料】

別添 著作権法の一部を改正する法律の公布について（8文庁第1736号）

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111（内線4824）
--

8 文庁第1736号

令和8年6月24日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各関係団体の長

文化庁次長

日向信和

著作権法の一部を改正する法律の公布について（通知）

この度、著作権法の一部を改正する法律（令和8年法律第48号。以下「改正法」という。）が第221回特別国会において成立し、令和8年6月24日に公布されました。（別添1～3参照）

この法律は、アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進につなげるため、音楽CDや配信音源などの商業用レコードが、店舗等におけるBGMなど、公の場で利用された場合に、アーティスト等の実演家やレコード製作者（以下「実演家等」という。）が二次使用料を受け取ることができる権利である、いわゆる「レコード演奏・伝達権」を創設するなどの措置を講ずるものです。

改正法の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、御了知くださいますようお願いいたします。また、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文部科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されていますので、併せてお知らせします。（別添4・5参照）

各都道府県知事におかれては域内の市町村（指定都市を除く）に、実演家及びレコード製作者を構成員とする団体におかれては所属する構成員に対して、今回の法改正の趣旨等について周知くださるようお願いいたします。

なお、今回の法律改正に伴う関係政省令の改正等については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の概要

1 商業用レコードに録音されている実演の再生及び伝達に係る実演家の二次使用料を受ける権利並びに商業用レコードの再生及び伝達に係るレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める措置

- (1) 実演が録音されている商業用レコードを用いてその実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードを用いてそのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととすること。（第95条の2第1項、第97条の2第1項関係）
- (2) (1)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に再生した場合又は第102条第1項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に再生した場合には適用しないこととすること。（第95条の2第2項、第97条の2第2項関係）
- (3) 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととすること。（第95条の3第1項、第97条の3第1項関係）
- (4) (3)は、放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、若しくは放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に伝達した場合若しくは通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合又は第102条第1項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に伝達した場合には適用しないこととすること。（第95条の3第2項、第97条の3第2項関係）
- (5) (1)又は(3)の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体でその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下「指定団体」という。）があるときは、指定団体によってのみ行使することができることとすること。（第95条の2第3項及び第95条の3第3項において準用する第95条第5項、第97条の2第3項及び第97条の3第3項において準用する第97条第3項関係）
- (6) その他(1)又は(3)の二次使用料を受ける権利に関し、所要の規定の整備を行うこと。

2 指定団体による二次使用料規程の作成等

- (1) 指定団体は、1(1)の実演に係る二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならないこととすること。(第103条の2第1項関係)
 - イ 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分ごとの二次使用料の額
 - ロ 実施の日
 - ハ その他文化庁長官が定める事項
- (2) 指定団体は、二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めるとともに、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならないこととすること。(第103条の2第2項、第3項関係)
- (3) (2)の公示があったときは、利用者代表は、当該公示の日から一月以内に、指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案の変更について協議を求めることができることとするとともに、指定団体は、当該協議に応じなければならず、当該協議が成立したとき(二次使用料規程の案を変更する必要がないこととされたときを除く。)は、その結果に基づき、二次使用料規程の案を変更しなければならないこととすること。(第103条の3第1項、第2項、第5項関係)
- (4) 文化庁長官は、利用者代表が(3)の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができることとすること。(第103条の3第4項関係)
- (5) (2)の公示の日から起算して六月を経過しても(3)の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程の案について文化庁長官の裁定を申請することができることとすること。(第103条の4第1項関係)
- (6) 二次使用料規程の案を変更する必要がある旨の裁定があつたときは、二次使用料規程の案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。(第103条の4第4項関係)
- (7) 指定団体は、(2)の公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る(3)の協議の求めがなかつたとき、又はその協議が成立し、若しくは(5)の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならないこととすること。(第103条の5第1項関係)
- (8) 届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずることとすること。(第103条の5第2項関係)

- (9) 指定団体は、(7)の届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならないこととする。 (第103条の5第3項関係)
- (10) 届出をした二次使用料規程に関し、利用者代表から指定団体に対しその変更について協議を求められた際の手続を定めること。 (第103条の6関係)
- (11) (1)から(10)までは、1(1)のレコードに係る二次使用料を受ける権利を行使する指定団体及び1(3)の二次使用料を受ける権利を行使する指定団体について準用すること。 (第103条の7関係)
- (12) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 (附則第1条関係)
- (2) この法律の施行の前においても指定団体の指定や二次使用料規程を定めるために必要な準備行為を可能とする等、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第2条～第5条関係)
- (3) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

第二 留意事項

文化審議会著作権分科会報告書（令和8年3月12日）においては、「レコード演奏・伝達権」の創設により、我が国の実演家等が他国の実演家等と同じように対価を得ることが可能となり、海外展開の促進・インセンティブに繋がることや、得られた収益を次世代のアーティスト等の育成・支援の原資とすることが期待されるとされている一方で、国内の利用者には新たな負担が生じることになることから、権利者においては、各利用者の懸念や不安等に向き合い、適切な配慮を講じていくことが重要とされていること。

これを踏まえ、同報告書においては、今回の法改正により創設される「レコード演奏・伝達権」に係る運用上の留意点が、以下1及び2のとおり指摘されており、実際の制度の運用についてはこうした指摘や附帯決議の内容も踏まえ、指定団体を中心に具体的に検討されること。

加えて、指定団体の指定、指定団体による二次使用料規程の作成及び利用者代表との協議など準備・調整に時間を要し、また「レコード演奏・伝達権」の趣旨やその徴収等の詳細、著作隣接権という制度の存在や意義等について、利用者をはじめとする国民等に対して分かりやすく周知等を行う期間を設けることが必要と考えられることから、これらの準備期間として約3年程度の期間を設けることとされていること。

1 二次使用料の額等を定める二次使用料規程の作成について

- ・実演家等への適切な対価還元を図る趣旨を踏まえつつ、利用の態様や利用状況、音楽著作権料など他の著作権等使用料額との総額による影響、物価の状況等を踏まえて検討すること。
- ・社会経済状況の変化や各業界・業種の固有の状況、影響が大きいと考えられる小規模事業者が受ける負担に配慮すること。
- ・各業界・業種の実態や対象の事業規模等を適切に反映するため、それぞれにおける商業用レコードの利用状況を考慮しつつ、料金区分を業界・業種ごとにきめ細かく設定したり、面積や定員数等に応じて段階的に金額を設定したりするなど、事前に各業界・業種の関係者と十分に協議してきめ細かく検討すること。
- ・規模等の小さい事業・取組や、収益がほぼ生じていない小規模の事業・取組、契約・支払い等の事務の一部を業界団体が代行又は一括する場合等に関しては、事前に十分に協議を行った上で、支払いの免除や減額の措置を講じるよう検討・実施すること。

2 二次使用料の徴収・分配について

- ・利用者が簡便に申請・支払いを行い、広く公平に徴収することができるよう、電子決済をはじめとするデジタル技術も駆使した仕組みの構築を進めること。特に、各事業者から個別に徴収する、いわゆる蛇口徴収（個別徴収）にあたっては、音楽著作権管理事業者との連携など利用者の事務負担を減らすための措置について引き続き検討・調整すること。
- ・業務用BGM配信サービス提供事業者や統括団体との包括契約等を通じた元栓徴収（包括徴収）の実施に向け、必要な体制の構築を進めること。
- ・徴収に当たって、制度に基づき二次使用料を支払う者と、適切に支払いを行わない者が出てくるなどといった不公平が生じないように、業界団体や音楽著作権管理事業者等とも必要に応じ連携・協力し、支払いを行わない者への周知や働きかけ、督促といった措置を講じること。
- ・徴収の開始に当たっては、利用者に対して事前に十分な周知を行うとともに、事前の協議や利用者の状況、徴収等の仕組みの検討状況等によって、徴収開始時は徴収額を引き下げ、その後段階的に引き上げることや、徴収開始までさらに一定の猶予期間を設けること等の緩和措置を検討・実施すること。
- ・分配に関しては、利用された商業用レコードの情報を基本に、当該実演家やレコード製作者に正確に分配を行うとともに、透明性の確保を図ること。利用者が簡便に利用状況の報告を行うことができるよう、音楽著作権管理事業者に対する報

告書の活用や、 電子的な報告の仕組みの構築、再生されている楽曲を自動的に把握できるデジタル技術の活用等について検討を進めること。

- ・他方、完全な利用報告を得ることが現実的でない場合においても可能な限り実態に即した分配を行うため、他国の例も参考にしながら、例えば業務用BGM配信サービスに係るデータなど様々な統計情報を利用して、分配の正確性向上を図るよう努めること。

(参考) 文化審議会著作権分科会報告書 (令和8年3月12日)

URL : bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94345301_02.pdf

【添付資料】

- 別添1 著作権法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 著作権法の一部を改正する法律 (令和8年法律第48号) 条文
- 別添3 著作権法の一部を改正する法律 (令和8年法律第48号) 新旧対照表
- 別添4 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和8年6月3日衆議院文部科学委員会)
- 別添5 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (令和8年6月16日参議院文教科学委員会)

担当 文化庁著作権課法規係 電話 03-5253-4111 (内線4824)

改正の趣旨

アーティスト等への適切な対価還元を図るとともに、音楽の海外展開の促進に繋げるため、音楽CDやインターネット配信音源等（商業用レコード等）が公の場で利用された際に、実演家・レコード製作者が二次使用料を受け取ることができる権利（「レコード演奏・伝達権」）を創設する。

改正の概要

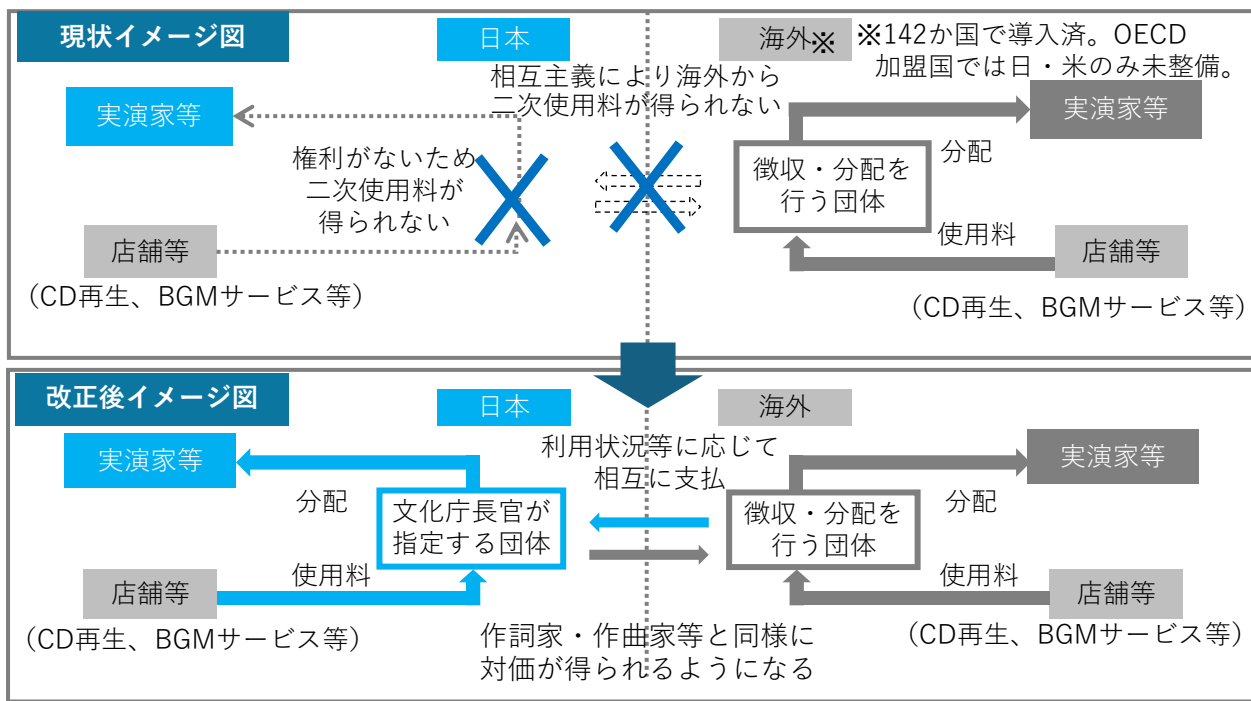
1. 実演家及びレコード製作者の「レコード演奏・伝達権」の創設

公の場で音楽CDやインターネット配信音源等が利用（再生又は伝達）された場合に、実演家やレコード製作者がその二次使用料を受け取ることができることとする。（第95条の2、第95条の3、第97条の2、第97条の3の新設）

※作詞家や作曲家等の著作権者は既に権利が定められている。

2. 「レコード演奏・伝達権」に係る指定団体制度の創設等（第103条の2～第103条の8の新設等）

- ① 1.の権利について、文化庁長官が指定する団体がある場合には、その指定団体のみが権利を行使することができることとする。
- ② 指定団体は、二次使用料の額等を記載した二次使用料規程の案を作成し、公示しなければならないこととする。
- ③ 指定団体は、二次使用料規程の案について利用者代表から協議を求められたときは応じなければならないこととし、協議が成立しないときは、文化庁長官の裁定を求めることができることとする。
- ④ 指定団体は、③の協議の求めがなかったとき、又は協議が成立し、若しくは裁定があったときは、二次使用料規程を文化庁長官に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。



施行期日

公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に、「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

第四条の二中「第九十七条の二第二項又は第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項又は第九十七条の五第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第九十五条の二第二項及び第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項及び第九十五条の五第一項」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、「第九十五条第一項」の下に「第九十五条の二第二項及び第九十五条の三第一項」を加え、同条第二項中「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項及び第九十七条の五第一項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項」を加え、「及び第九十七条の三第三項」を「並びに第九十七条の五第三項」に改める。

第九十四条の二中「第九十五条第一項」の下に「第九十五条の二第二項第一号及び第九十五条の三第二

項第一号」を加える。

第九十四条の三第一項中「次条第一項」の下に「、第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項」を加え、「第二項並びに」を「第二項、」に改め、「第三項」の下に「、第九十七条の二第一項並びに第九十七条の三第一項」を加える。

第九十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(商業用レコードの二次使用)」を付し、同条第一項中「第四項まで」の下に「、次条第一項及び第九十五条の三第一項」を加える。

第九十五条の三第四項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、第四章第二節中同条を第九十五条の五とし、第九十五条の二を第九十五条の四とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二 第二百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三

条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3 前条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び前条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三 商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うもの）に限り、放送又は有線放送が終了した後を開始されるものを除く。次号並びに第九十七条の三第二項第一号及び第二号において同じ。）が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合

3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の

規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「第九十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十五条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（商業用レコードの二次使用）」を付し、同条第一項中「いう」の下に「。次条第二項第一号及び第九十七条の三第二項第一号において同じ」を、「限る」の下に「。次条第一項及び第九十七条の三第一項において同じ」を加え、同条第二項中「、前項」を「前項」に改め、「準用し」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「において」の下に「、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条第一項」と」を加える。

第九十七条の三第五項中「第九十五条の三第四項後段」を「第九十五条の五第四項後段」に改め、第四章

第三節中同条を第九十七条の五とし、第九十七条の二を第九十七条の四とし、第九十七条の次に次の二条を加える。

第九十七条の二 商業用レコードを用いて、そのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、前条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第

四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の二第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する前条第三項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条の三 商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合

3 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、第九十七条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の三第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受

ける期間」と読み替えるものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十七条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三条の次に次の七条を加える。

（二次使用料規程の作成）

第百三条の二 指定団体（第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の団体をいう。以下この条から第百三条の六までにおいて同じ。）は、第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の規定により第九十五条の二第一項の二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。

一 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分（利用の態様の別による区分をいう。次条第一項及び

第三項、第百三条の五第一項並びに第百三条の六第一項において同じ。）ごとの二次使用料の額

二 実施の日

三 その他文化庁長官が定める事項

2 指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めなければならない。

3 指定団体は、第一項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。

(二次使用料規程の協議)

第三百三条の三 前条第三項の規定による公示があつたときは、利用者代表（同条第一項の二次使用料規程におけるいずれかの利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った二次使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った二次使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この条、第三百三条の五第一項及び第三百三条の六第一項において同じ。）は、当該公示の日から一月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案（当該利用区分に係る部分に限る。）

第五項並びに次条第一項及び第四項において「二次使用料規程案」という。）の変更について協議を求めることができる。

2 指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3 利用者代表は、第一項の協議に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

4 文化庁長官は、利用者代表が第一項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5 指定団体は、第一項の協議が成立したとき（二次使用料規程案を変更する必要がないこととされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。

（二次使用料規程の裁定）

第百三条の四 第百三条の二第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過しても前条第一項の協議

が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができ
る。

2 文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 第六十七条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項並びに第六十八条第三項の規定は、第一項
の裁定について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「当事者」と、
同項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあ
り、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第六十八条第三項中「当
該申請に係る著作権者」とあるのは「他の当事者」と読み替えるものとする。

4 二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第一項の裁定があつたときは、二次使用料規程案は、その
裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

（二次使用料規程の届出等）

第一百三十五条の五 指定団体は、第一百三十五条の二第三項の規定による公示の日から一月以内に利用者代表から各利
用区分に係る第一百三十五条の三第一項の協議の求めがなかつたとき、又は同項の協議が成立し、若しくは前条

第一項の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 前項の規定による届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずる。

3 指定団体は、第一項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならない。

(届出をした二次使用料規程に係る協議等)

第百三条の六 指定団体は、利用者代表から、前条第一項又はこの条第五項の規定による届出をした二次使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この条において「届出二次使用料規程」という。）の変更について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

2 第百三条の三第三項から第五項までの規定は、前項の規定による届出二次使用料規程の変更の協議について準用する。

3 前項において準用する第百三条の三第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しない

ときは、その当事者は、届出二次使用料規程の変更について文化庁長官の裁定を申請することができる。

4 第三条の四第二項から第四項までの規定は、前項の届出二次使用料規程の変更に関する裁定について準用する。

5 指定団体は、第一項の協議が成立した場合であつて、届出二次使用料規程を変更する必要があることとされたとき、又は届出二次使用料規程を変更する必要がある旨の第三項の裁定があつたときは、変更後の二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

6 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出をした二次使用料規程について準用する。

(二次使用料規程に関する規定の準用)

第三条の七 第三条の二から前条までの規定は、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体並びに第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、第三条の二第一項中「第九十五条の二第一項」とあるのは、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体について準用する場合にあつては

「第九十五条の三第一項」と、第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第一項」と、第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

(二次使用料規程に関する事項の政令への委任)

第一百三條の八 第一百三條の二から前条までに規定するもののほか、第一百三條の二第一項（前条において準用する場合を含む。）の二次使用料規程に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百三條第九項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に、「若しくは第九十七条第一項」を「第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項、第九十七条第一項、第九十七条の二第一項若しくは第九十七条の三第一項」に改める。

第一百三條の二中「第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号」を「第九十五条の四第三項各号又は第九十七条の四第二項各号」に、「第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項」を「第九十五条の四第一項又は第九十七条の四第一項」に改める。

附則第二条第三項中「、第九十五条の三第三項」を「から第九十五条の三まで、第九十五条の五第三項」

に、「並びに第九十七条の三第三項」を「から第九十七条の三まで並びに第九十七条の五第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条の二及び第九十七条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）附則第二項の規定が適用される実演若しくはレコード又は同法附則第四項本文の規定が適用される実演家に係る実演については、適用しない。

第三条 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この条において「実演家等保

護条約」という。)の締約国であり、かつ、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(次項において「実演・レコード条約」という。)の締約国である国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。次項において同じ。)をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項の規定の適用については、新法第九十五条の二第三項及び第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

2 実演家等保護条約の締約国であり、かつ、実演・レコード条約の締約国である国の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前にその音が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項の規定の適用については、新法第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

(準備行為)

第四条 文化庁長官は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項及び新法第九十五条の二第四項若しくは第九十五条の三第四項において準用する新法第九十五条第六項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項及び新法第九十七条の二第四項若しくは第九十七条の三第四項において準用する新法第九十五条第六項の規定の例により、新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項の団体の指定をすることができる。この場合において、これらの指定は、施行日以後は、それぞれ新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体（以下この条において「指定団体」と総称する。）は、施行日前においても、新法第百三条の二（新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第五項において

同じ。）、第百三条の三第一項、第二項、第四項及び第五項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）、第百三条の四第一項及び第四項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）並びに第百三条の五第一項（新法第百三条の七において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定の例により、二次使用料規程を定めることができる。

3 指定団体及び利用者代表（新法第百三条の三第一項（新法第百三条の七において準用する場合を含む。）に規定する利用者代表をいう。）は、前項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定による二次使用料規程の案の公示があったときは、施行日前においても、新法第百三条の三（新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第百三条の四第一項及び第四項の規定の例により、当該公示された二次使用料規程の案（第五項において「二次使用料規程案」という。）についての協議を行うことができる。この場合において、当該協議に係る同条第一項の規定の例による裁定の申請は、施行日以後は、同項の規定による申請とみなす。

4 文化庁長官は、前項の協議に係る同項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の三第四項

の規定による申立て又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定の申請があつたときは、施行日前においても、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定の例により命令を行い、又は新法第百三条の四第二項及び第三項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）の規定の例により裁定をすることができ。この場合において、当該命令又は裁定は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定による命令又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定とみなす。

5 指定団体は、第二項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定により公示した二次使用料規程案について、新法第百三条の五第一項に規定する場合に至ったときは、その定めた二次使用料規程を、同項の規定の例により、届け出ることができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定により行った行為は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の二から第百三条の四まで（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）又は第百三条の五第一項の規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

一 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項

二 著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)附則第四項

第七条 著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に改める。

附則第三項中「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

附則第四項中「商業用レコード」の下に「著作権法」を、「及び」の下に「同法」を加え、「第九十

五条の三第二項」を「同法第九十五条の五第二項」に改める。

(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改

正)

第八条 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平

成六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 著作権法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項」を「第九十五

条の四第一項及び第九十七条の四第一項」に、「(著作権法)」を「(同法)」に改める。

(著作権等管理事業法の一部改正)

第十条 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「第九十五条の三第四項」を「第九十五条の五第四項」に、「第九十五条の三第一

項」を「第九十五条の五第一項」に改め、同条第二号中「第九十七条の三第四項」を「第九十七条の五第

四項」に、「第九十七条の三第一項」を「第九十七条の五第一項」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 著作権法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十二条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の項を次のように改める。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項、第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二
---------------------	----------	---------------	--

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正)

		<p>項第一号において同じ。)の設置する学校を含む。</p>
<p>第三十八条第 一項</p>	<p>又は観衆 受けない場合</p>	<p>若しくは観衆 受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けるにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合</p>
<p>第九十五条の 二第二項第一 号及び第九十 七条の二第二 項第一号</p>	<p>又は観衆 再生した場合</p>	<p>若しくは観衆 再生した場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けるにその教育若しくは研究を行う活動に利用した場合</p>

第十三条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「及び第八十六条第三項」を「、第八十六条第三項、第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号」に、「する。」を「、同法第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号中「第三十三条の二第二項」とあるのは「第三十三条の二第一項若しくは第二項」とする。」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 著作権法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（以下この条において「新法」という。）」を削り、「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、同条第二項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

著作権法の一部を改正する法律 新旧対照条文 目次

- 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（本則関係） 1
- ※学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）（令和九年四月一日施行）による改正後の著作権法
- 著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）（抄）（附則第六条関係） 21
- 著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）（抄）（附則第六条関係） 22
- 著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）（抄）（附則第七条関係） 23
- 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第一百十二号）（抄）（附則第八条関係） 24
- 著作権法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十七号）（抄）（附則第九条関係） 26
- 著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百一十一号）（抄）（附則第十条関係） 27
- 著作権法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十二号）（抄）（附則第十一条関係） 28
- 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（附則第十二条関係） 30
- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（附則第十三条関係） 33
- ※学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）（令和九年四月一日施行）による改正後の障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律
- 著作権法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十五号）（抄）（附則第十四条関係） 35

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（本則関係）
 ※学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）（令和九年四月一日施行）による改正後の著作権法
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 著作隣接権</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 実演家の権利（第九十条の二―第九十五条の五）</p> <p>第三節 レコード製作者の権利（第九十六条―第九十七条の五）</p> <p>第四節～第八節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（レコードの発行）</p> <p>第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾（第一百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第九十七条の四第一項又は第九十七条の五第一項に</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 著作隣接権</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 実演家の権利（第九十条の二―第九十五条の三）</p> <p>第三節 レコード製作者の権利（第九十六条―第九十七条の三）</p> <p>第四節～第八節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（レコードの発行）</p> <p>第四条の二 レコードは、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第九十六条に規定する権利を有する者又はその許諾（第一百三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。第四章第二節及び第三節において同じ。）を得た者によつて作成され、頒布された場合（第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項に</p>

規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。
。）において、発行されたものとする。

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の四第一項及び第九十五条の五第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の五第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条、第九十六条の二、第九十七条の四第一項及び第九十七条の五第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項、第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項に規定する二次使用料並びに第九十七条の五第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 3 6 (略)

第二節 実演家の権利

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を

規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。
。）において、発行されたものとする。

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利（以下「実演家人格権」という。）並びに第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十五条の四第一項及び第九十五条の五第一項に規定する権利並びに第九十四条の二及び第九十五条の三第三項に規定する報酬並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条、第九十六条の二、第九十七条の二第二項及び第九十七条の三第一項に規定する権利並びに第九十七条第一項に規定する二次使用料及び第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利を享有する。

3 3 6 (略)

第二節 実演家の権利

(放送される実演の有線放送)

第九十四条の二 有線放送事業者は、放送される実演を

有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。第九十五条第一項、第九十五条の二第二項第一号及び第九十五条の三第二項第一号において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならぬ。

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項及び第三項の三第一項及び第二項、第九十七条第一項及び第三項、第九十七条の二第一項並びに第九十七条の三第一項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの

有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。第九十五条第一項において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならぬ。

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができる。

公表がされているものを除く。)について放送同時配信等を行うことができる。

2 5 4 (略)

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項まで、次条第一項及び第九十五条の三第一項において同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 5 14 (略)

第九十五条の二 実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二 第一百零二条第一項において準用する第三十条の二か

2 5 4 (略)

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 放送事業者及び有線放送事業者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合(営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。)には、当該実演(第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 5 14 (略)

(新設)

ら第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三
条第二項（同条第五項において準用する場合を含む
）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十
二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第
四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定によ
り公に再生した場合

3| 前条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実
演家について、同条第三項の規定は第一項の規定によ
り保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第
一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それ
ぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前
項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは
、「次条第一項」と読み替えるものとする。

4| 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及
び前条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次
使用料及び前項において準用する同条第五項の団体に
ついて準用する。

5| 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の
支払及び第三項において準用する前条第五項の団体に
関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三 商業用レコードに録音されている実演
のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝
達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支
払わなければならない。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(新設)

一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限り、放送又は有線放送が終了した後を開始されるものを除く。次号並びに第九十七条の三第二項第一号及び第二号において同じ。）が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七條の五第一項の規定により公に伝達した場合

3 | 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受け権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項

中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「第九十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十五条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

（譲渡権）

第九十五条の四 （略）

（貸与権等）

第九十五条の五 （略）

2・3 （略）

4 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の五第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第三節 レコード製作者の権利

（譲渡権）

第九十五条の二 （略）

（貸与権等）

第九十五条の三 （略）

2・3 （略）

4 第九十五条第五項から第十四項までの規定は、前項の報酬を受ける権利について準用する。この場合において、同条第十項中「放送事業者等」とあり、及び同条第十二項中「第九十五条第一項の放送事業者等」とあるのは、「第九十五条の三第三項の貸レコード業者」と読み替えるものとする。

5・6 （略）

第三節 レコード製作者の権利

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。次条第二項第一号及び第九十七条の第三項第一号において同じ。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。次条第一項及び第九十七条の第三項第一号において同じ。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならぬ。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は前項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は前項の規定により保護を受ける期間について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(商業用レコードの二次使用)

第九十七条 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作権隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 第九十五条第二項及び第四項の規定は、前項に規定するレコード製作者について準用し、同条第三項の規定は、前項の規定により保護を受ける期間について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第九十七条の二 商業用レコードを用いて、そのレコー

ドに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3| 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定

するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、前条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の二第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替え

(新設)

るものとする。

4 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する前条第三項の団体について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第三項の団体に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条の三 商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるもの、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二 放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三 第一百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）

（新設）

第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合

3| 第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、第九十七条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の三第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

4| 第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。

5| 前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十七条第三項の団体に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲渡権)

第九十七条の四 (略)

(貸与権等)

第九十七条の五 (略)

2・4 (略)

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合において、第九十五条の五第四項後段の規定を準用する。

6・7 (略)

第三百三条 (略)

(二次使用料規程の作成)

第三百三条の二 指定団体(第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の団体をいう。以下この条から第三百三条の六までにおいて同じ。)は、第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の規定により第九十五条の二第一項の二次使用料を受け、権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。

一 文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分(利用の態様の別による区分をいう。次条第一項及び第三項、第三百三条の五第一項並びに第三百三条の六第

(譲渡権)

第九十七条の二 (略)

(貸与権等)

第九十七条の三 (略)

2・4 (略)

5 第九十五条第六項から第十四項までの規定は、第三項の報酬及び前項において準用する第九十七条第三項に規定する団体について準用する。この場合において、第九十五条の三第四項後段の規定を準用する。

6・7 (略)

第三百三条 (略)

(新設)

一項において同じ。)ごとの二次使用料の額

二 実施の日

三 その他文化庁長官が定める事項

2| 指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するよう努めなければならない。

3| 指定団体は、第一項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。

(二次使用料規程の協議)

第百三条の三 前条第三項の規定による公示があつたときは、利用者代表(同条第一項の二次使用料規程におけるいずれかの利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払った二次使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った二次使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この条、第百三条の五第一項及び第百三条の六第一項において同じ。)は、当該公示の日から一月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案(当該利用区分に係る部分に限る。第五項並びに次条第一項及び第四項において「二次使用料規程案」

(新設)

という。)の変更について協議を求めることができる。

2| 指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3| 利用者代表は、第一項の協議に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

4| 文化庁長官は、利用者代表が第一項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5| 指定団体は、第一項の協議が成立したとき（二次使用料規程案を変更する必要があることとされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。

(二次使用料規程の裁定)

第百三条の四 第百三条の二第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過しても前条第一項の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2| 文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(新設)

3| 第六十七条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項並びに第六十八条第三項の規定は、第一項の裁定について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「当事者」と、同項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第六十八条第三項中「当該申請に係る著作権者」とあるのは「他の当事者」と読み替えるものとする。

4| 二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第一項の裁定があつたときは、二次使用料規程案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

（二次使用料規程の届出等）

第三百三条の五 指定団体は、第三百三条の二第三項の規定による公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る第三百三条の三第一項の協議の求めがなかつたとき、又は同項の協議が成立し、若しくは前条第一項の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2| 前項の規定による届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定め

（新設）

られた日から、その効力を生ずる。

- 3| 指定団体は、第一項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならない。

(届出をした二次使用料規程に係る協議等)

- 第百三条の六 指定団体は、利用者代表から、前条第一項又はこの条第五項の規定による届出をした二次使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この条において「届出二次使用料規程」という。）の変更について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2| 第百三条の三第三項から第五項までの規定は、前項の規定による届出二次使用料規程の変更の協議について準用する。

- 3| 前項において準用する第百三条の三第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しなときは、その当事者は、届出二次使用料規程の変更について文化庁長官の裁定を申請することができる。

- 4| 第百三条の四第二項から第四項までの規定は、前項の届出二次使用料規程の変更に關する裁定について準用する。

- 5| 指定団体は、第一項の協議が成立した場合であつて、届出二次使用料規程を変更する必要があることとされたとき、又は届出二次使用料規程を変更する必要がある旨の第三項の裁定があつたときは、変更後の二次

(新設)

使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより公表しなければならない。

6| 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出をした二次使用料規程について準用する。

(二次使用料規程に関する規定の準用)

第百三条の七 第百三条の二から前条までの規定は、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体並びに第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、第百三条の二第一項中「第九十五条の二第一項」とあるのは、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体について準用する場合にあつては「第九十五条の三第一項」と、第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第三項」及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

(二次使用料規程に関する事項の政令への委任)

第百三条の八 第百三条の二から前条までに規定するもののほか、第百三条の二第一項（前条において準用する場合を含む。）の二次使用料規程に関し必要な事項

(新設)

(新設)

は、政令で定める。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2・8 (略)

9 第九十四条の二、第九十五条の五第三項若しくは第九十七条の五第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項、第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項、第九十七条第一項、第九十七条の二第一項若しくは第九十七条の三第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権者（次条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

10・11 (略)

(善意者に係る譲渡権の特例)

第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

2・8 (略)

9 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権者（次条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

10・11 (略)

(善意者に係る譲渡権の特例)

第百十三条の二 著作物の原作品若しくは複製物（映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。）を除く。以下この条において同じ。）、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製

製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の四第三項各号又は第九十七条の四第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の四第一項又は第九十七条の四第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

附則

(適用範囲についての経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条から第九十五条の三まで、第九十五条の五第三項及び第四項、第九十七条から第九十七条の三まで並びに第九十七条の五第三項から第五項までの規定を含む。）を適用する。

製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

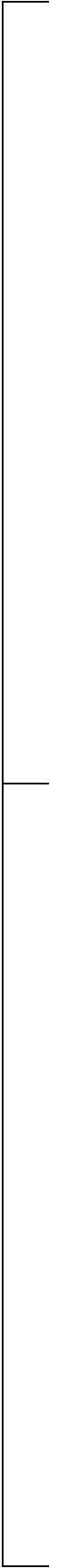
附則

(適用範囲についての経過措置)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律の施行前に行われた実演（新法第七条各号のいずれかに該当するものを除く。）又はこの法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード（新法第八条各号のいずれかに該当するものを除く。）でこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、新法第七条及び第八条の規定にかかわらず、著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十四条の二、第九十五条、第九十五条の三第三項及び第四項、第九十七条並びに第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）を適用する。



○ 著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置）</p> <p>3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演（同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。）については、適用しない。</p> <p>4（略）</p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権についての経過措置）</p> <p>3 著作権法中有線放送事業者又は実演家に係る著作隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた有線放送又はその有線放送において送信された実演（同法第七条第一号から第三号までに規定する実演に該当するものを除く。）については、適用しない。</p> <p>4（略）</p>

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>（国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置）</p> <p>4 著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。</p>	<p>附則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>（国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置）</p> <p>4 著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法の施行前に行われた実演で同法の施行の際現に旧著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権が存するものに係る実演家については、この限りでない。</p>

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 著作権法第九十五条の五の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。</p> <p>3 著作権法第九十七条の五の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（著作権法第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び同法第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する同法第九十五条の五第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 著作権法第九十五条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項第二号において「平成元年改正法」という。）の施行前に行われた著作権法第七条第五号に掲げる実演については、適用しない。</p> <p>3 著作権法第九十七条の三の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 最初に販売された日がこの法律の施行前である商業用レコード（第七条第一号から第四号までに掲げる実演が録音されているもの及び第八条第一号又は第二号に掲げるレコードが複製されているものに限る。）を実演家又はレコード製作者が貸与により公衆に提供する権利に関する第九十五条の三第二項に規定する期間経過商業用レコードに係る期間の起算日については、なお従前の例による。</p> <p>5・6 (略)</p>

○ 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百十二号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(著作隣接権に関する規定の適用)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用に</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(著作隣接権に関する規定の適用)</p> <p>2 第一条の規定による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。附則第四項において「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用に</p>

ついては、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の五第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5・6 (略)

ついては、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5・6 (略)

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十七号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の四第一項及び第九十七条の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（同法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずに作成されたもの）の譲渡による場合には、適用しない。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の著作権法第二十六条の二第一項、第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録画物又はレコードの複製物（著作権法第二十一条、第九十一条第一項又は第九十六条に規定する権利を有する者の権利を害さずに作成されたもの）の譲渡による場合には、適用しない。</p> <p>3～7 (略)</p>

○ 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行うときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。</p> <p>一 著作権法第九十五条の五第四項において準用する同法第九十五条第五項の団体 同法第九十五条の五第一項に規定する権利</p> <p>二 著作権法第九十七条の五第四項において準用する同法第九十七条第三項の団体 同法第九十七条の五第一項に規定する権利</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二十五条 第十一条第一項第三号、第十三条、第十四条、第十五条（使用料規程に係る部分に限る。）、第二十三条及び前条の規定は、次の各号に掲げる団体が第三条の登録を受けて当該各号に定める権利に係る著作権等管理事業を行うときは、当該権利に係る使用料については、適用しない。</p> <p>一 著作権法第九十五条の三第四項において準用する同法第九十五条第五項の団体 同法第九十五条の三第一項に規定する権利</p> <p>二 著作権法第九十七条の三第四項において準用する同法第九十七条第三項の団体 同法第九十七条の三第一項に規定する権利</p>

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (著作権隣接権に関する規定の適用)</p> <p>改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する著作権法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (著作権隣接権に関する規定の適用)</p> <p>改正後の著作権法（以下「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。以下「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号。以下「平成三年改正法」という。）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 前項各号に掲げる実演に係る実演家で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であったものに対する新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の</p>

項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十七条及び第九十七条の五第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5～8 (略)

規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第二項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5～8 (略)

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（略）10（略）				（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2（略）10（略）			
11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八

第三十八條 第一項		
又は觀衆	合 受 け ない 場	
若しくは觀衆	受 け ない 場 合 又 は 学 校 設 置 会 社 の 設 置 す る 学 校 に お い て 聴 衆 若 し く は 観 衆 から 料 金 を 受 け ず に そ の 教 育 若 し く は 研 究 を 行 う 活 動 に 利 用	条第一項、 第九十五條 の二第二項 第一号及び 第九十七條 の二第二項 第一号にお いて同じ。 の設置す る学校を 含む。

第三十八條 第一項		
又は觀衆	合 受 け ない 場	
若しくは觀衆	受 け ない 場 合 又 は 学 校 設 置 会 社 の 設 置 す る 学 校 に お い て 聴 衆 若 し く は 観 衆 から 料 金 を 受 け ず に そ の 教 育 若 し く は 研 究 を 行 う 活 動 に 利 用	条第一項に おいて同じ の設置 する学校を 含む。

12
・
13

(略)

	第九十五条 の第二項 第一号及び 第九十七条 の第二項 第一号		
		又は観衆	
		再生した場 合	
		再生した場 合又は学校 設置会社の 設置する学 校において 聴衆若しく は観衆から 料金を受け ずにその教 育若しくは 研究を行う 活動に利用 した場合	若しくは観 衆
			する場合

12
・
13

(略)

する場合

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）

（抄）（附則第十三条関係）

※学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）（令和九年四月一日施行）による改正後の障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 （著作権法の特例）</p> <p>第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>、第八十六条第三項、第九十条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号の規定の適用については、同法第三十三条の二第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教科書を当該障害又は日本語に通じないことにより教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提示し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用す</u></p>	<p>附則 （著作権法の特例）</p> <p>第四条 前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）<u>及び第八十六条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の二第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教科書を当該障害又は日本語に通じないことにより教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提示し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第</u></p>

ることができる」と、同法第八十六条第三項中「第三十三條の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三條の二第一項、第二項及び第五項」と、同法第九十五條の二第二項第二号、第九十五條の三第二項第三号、第九十七條の二第二項第二号及び第九十七條の三第二項第三号中「第三十三條の二第二項」とあるのは「第三十三條の二第一項若しくは第二項」とする。

二項及び第五項」とする。

○ 著作権法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十五号）（抄）（附則第十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（著作隣接権に関する規定の適用）</p> <p>第二条 この法律による改正後の著作権法第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家（当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。）に対する著作権法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の五第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（著作隣接権に関する規定の適用）</p> <p>第二条 この法律による改正後の著作権法（以下この条において「新法」という。）第七条第四号に掲げる実演（同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。）又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項、著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号。次項において「平成元年改正法」という。）附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家（当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。）に対する新法中著作隣接権に関する規定（第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。）の適用については、平成元年改正法附則第四項の規</p>

の規定は、適用しない。

定は、適用しない。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 新たに二次使用料の支払いが必要となる利用者が多数かつ幅広く存在することを踏まえ、本改正の趣旨や内容等について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。

二 政府においては、二次使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること。また、指定団体においては、二次使用料規程の作成等に当たって、権利者への対価還元の見点及び利用者への負担への配慮の見点に留意しつつ、利用者代表との協議に丁寧に対応すること。文化庁長官による裁定が行われた場合は、政府は判断の過程を明らかにすること。

三 飲食・小売業等の小規模店舗や公益的な活動に取り組む文化芸術・スポーツ団体等の負担軽減を図るため、店舗面積や収容人数等に応じた低廉な料金設定や、支払いの減額・免除、段階的な導入期間を設けるなど、実効性のある緩和措置を講ずること。また、利用者の事務負担を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用してワンストップで手続きが完了するなど簡素なシステムを早急に実現すること。

四 政府は、二次使用料の徴収・分配を担う指定団体に対し、若手や個人で活動する実演家をはじめ、全ての実演家等へ迅速かつ正確に対価が還元される持続可能で公平な仕組みを構築するよう指導・監督すること。特にAI楽曲識別技術の導入等によるDX化や、相談窓口の設置など体制整備を促すこと。

五 現行においても、飲食店等において商業用レコードを用いて音を公に再生等する場合には、原則として、著作権等管理事業者に使用料を支払うことによりその利用が行われるべきであるにもかかわらず、適切に支払いが行われていない例もあることを踏まえ、「レコード演奏・伝達権」の創設を契機に、著作権者に対し確実に適切な対価を支払う必要があることに加え、今後は実演家等に対しても適切な対価を支払う必要があることについて、商業用レコードを利用する事業者に対して周知徹底を図ること。また、「レコード演奏・伝達権」の二次使用料の徴収・分配について、実効性のある体制の構築に万全を期すこと。

六 音楽界において個人事業主の音楽家が増加している現状に鑑み、新設される権利が不当に囲い込まれないよう、関係省庁の連携によりフリーランスの保護や取引適正化に向けた支援・法執行体制を強化すること。

七 本制度の導入が、実演家等の正当な権利保護と処遇改善に資するとともに、海外との相互管理を通じた日本の音楽コンテンツの国際展開やデジタル赤字の解消につながるよう、世界各国の著作権隣接権管理団体とのネットワークを速やかに構築し、海外で発生した使用料を確実に日本へ還流させる仕組みを確立すること。また、我が国の音楽をはじめとするコンテンツ文化の人材育成、製作、流通、海外展開の総合的な支援を一層強化し、これらにより、次世代アーティストの国内外での活躍を強力に後押しし日本のコンテンツ産業の興隆を図ること。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和八年六月十六日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、新たに二次使用料の支払が必要となる利用者が多数かつ幅広く存在することを踏まえ、本改正の趣旨や内容等について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。

二、二次使用料の支払に関し、利用者を始めとする国民の幅広い理解を得ることができるよう、二次使用料の徴収額・分配額・管理経費・未分配額等の状況をできる限り詳細に公表するとともに、海外との収支の状況等の情報開示を行うなど、二次使用料の透明性の確保に努めること。

三、政府においては、二次使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること。
特に、二次使用料の支払に係る利用者の事務負担を減らすとともに、二次使用料の徴収が「費用倒れ」となることを防ぐ観点から、指定団体と音楽著作権管理事業者の連携が十分に図られるよう、緊密な協力関係の構築に向けた指定団体の取組を後押しすること。

四、指定団体においては、二次使用料規程の作成等に当たって、権利者への適切な対価還元の実現を利用者の負担への配慮と両立させる観点から、幅広い利用者の意見に真摯に向き合うとともに、利用者代表との協議に丁寧に対応すること。また、文化庁長官による裁定が行われた場合は、政府は判断の根拠や過程を明らかにすること。

五、飲食・小売業等の小規模店舗や公益的な活動に取り組む文化芸術・スポーツ団体等の負担軽減を図るため、店舗面積や収容人数等に応じた低廉な料金設定や、支払の減額・免除、段階的な導入など、実効性のある緩和措置を講ずること。また、利用者の事務負担を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用してワンストップで手続きが完了する簡素なシステムを早急に実現すること。

六、学校教育や医療施設、高齢者・障がい者福祉施設等における日常的な音楽利用については、国民が文化芸術にアクセスできる機会が損なわれることのないよう、例外規定の適切な運用や減免措置の拡充等、現場の教育・医療・福祉活動の維持に向けた、きめ細やかな配慮を行うこと。

七、利用者が負担する使用料の公平性及び制度運用の透明性を確保する観点から、著作権法第三十八条における「非営利」「無料」「無報酬」の要件について、その解釈及び適用範囲の明確化を図るとともに、その内容の周知に努めること。

八、政府は、二次使用料の徴収・分配を担う指定団体に対し、若手や個人で活動する実演家を始め、全ての実演家等へ迅速かつ正確に対価が還元される持続可能で公平な仕組みを構築するよう指導・監督すること。特にAI楽曲識別技術の導入等によるDX化や、相談窓口の設置など体制整備を促すこと。

九、制度運用に当たっては、デジタル技術の活用により、利用実績に基づく正確かつ公平な分配の実現を図るとともに、権利情報の整備及び相互運用性の確保を推進し、徴収、管理及び分配の各過程における透明性の確保に努めること。また、指定団体における適正な運営が確保されるよう、政府は必要な指導・監督を行うこと。

十、実演家等が関わる音楽・放送番組等の分野での取引の一部について、優越的地位の濫用等の独占禁止法上の観点から問題となり得る行為が確認され、取引の適正化が求められていることを踏まえ、新設される権利による実演家等への対価還元の状態について、関係府省庁と連携しつつ、事後評価を実施すること。

十一、音楽界において個人事業主の音楽家が増加している現状に鑑み、新設される権利が不当に囲い込まれないよう、関係府省庁の連携によりフリーランスの保護や取引適正化に向けた支援・法執行体制を強化すること。

十二、実演家等が受け取る既存の使用料等が全体として減少傾向にある中、利用者が増加しているサブスクリプション型の音楽配信サービスについては、大手事業者ほど実演家等への対価が少ない傾向にあるなど、いわゆる「バリュー・ギャップ」等の課題が指摘されていることを踏まえ、DX時代に対応した音楽を始めたとするコンテンツの権利保護と適切な対価還元方策について、引き続き検討すること。

十三、生成AIその他の新たな技術の進展及び国際的な動向を踏まえ、実演家及び権利者の利益保護とイノベーションの促進との調和を図る観点から、著作権制度及び著作隣接権制度の在り方について継続的に検討を行うこと。

十四、本改正が、実演家等の正当な権利保護と処遇改善に資するとともに、海外との相互管理を通じた日本の音楽コンテンツの国際展開やデジタル赤字の解消につながるよう、世界各国の著作隣接権管理団体とのネットワークを速やかに構築し、海外で発生した使用料を確実に日本へ還流させる仕組みを確立すること。また、我が国の音楽を始めとするコンテンツ分野の人材育成、製作、流通、海外展開の総合的な支援を一

層強化することにより、次世代アーティストの国内外での活躍を強力に後押しし、日本のコンテンツ産業の興隆を図ること。

十五、本法施行後三年を目途として、その運用状況、実演家等への利益還元の状態、利用者負担の状態、海外との権利使用料の受払状況及びコンテンツ産業の発展への効果について検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて徴収・分配等に係る制度の見直しその他の措置を講ずること。

右決議する。